

## 組合会の開催結果（2020年度予算・保健事業・扶養認定基準改正等）

2月14日（金）に開催されました第169回組合会において、2020年度予算、保健事業等が可決承認されましたのでその概要をお知らせします。

## 1. 2020年度収入支出予算

＜一般勘定＞

(千円、%)

	2018年度 (実績)	2019年度 (見込)	2020年度 (予算)	2019年度(見込)	
				比	増減
保険料率(%)	8.6	8.6	8.6	-	-
収入	4,068,136	4,285,475	4,043,720	94.4	▲241,755
保険料	3,936,029	4,131,169	3,927,214	95.1	▲203,955
(その他)	132,107	154,306	116,506	75.5	▲37,800
支出	3,348,363	3,736,202	4,043,720	108.2	307,518
保険給付費	1,729,509	1,761,246	1,809,846	102.8	48,600
納付金	1,325,945	1,662,284	1,806,040	108.6	143,756
保健事業費	156,482	169,585	177,940	104.9	8,355
事務所費・組合会費	69,638	69,896	79,533	113.8	9,637
(その他)	66,789	73,191	170,361	232.8	97,170
決算収支差引残額	719,773	549,273	0		

## 【収入】

- ・保険料収入は、被保険者数は前年度と大きく変動しないことを想定し、報酬は前年度並み、賞与は10%程度低く見積もり、3,927,214千円を計上（当年度見込比95.1%）。

## 【支出】

- ・保険給付費は当組合の平均伸び率（約102%）、高齢者医療費が増加傾向にあることを勘案し、1,809,846千円（同102.8%）を計上。
- ・高齢者医療制度への納付金は、高齢者医療費の増加、当組合の前期高齢者の増加等により1,806,040千円（同108.6%）を計上。
- ・保健事業費は、主に特定保健指導の実施率向上に伴う支出増加を見込み177,940千円（同104.9%）を計上。

## 【経常収支】

- ・経常収入3,940,882千円、経常支出3,875,186千円で経常収支差引額は65,696千円（同13.5%）と黒字になる見込み。

<介護勘定>

(千円、%)

	2018年度 (実績)	2019年度 (見込)	2020年度 (予算)	2019年度(見込)		
				比	増減	
保険料率(%)	1.8	1.8	1.8	-	-	
収  支	収入	631,303	741,656	814,889	109.9	73,233
	保険料	567,819	599,806	582,531	97.1	▲17,275
	前年度繰越金等	63,484	141,850	232,358	163.8	90,508
	支出	456,998	490,587	814,889	166.1	324,302
	介護納付金	456,998	490,537	530,500	108.1	39,963
	その他	0	50	284,389	-	284,339
	決算収支差引額	174,305	251,069	0	-	-
準備金	78,287	97,000	97,000	-	-	

【収入】

- ・介護保険料率は1.8%を継続、保険料収入は582,531千円を計上(同97.1%)。
- ・前年度残金232,356千円を繰越金(他に名目計上2千円を含む)に計上(残額18,713千円は準備金に繰入れ)。

【支出】

- ・介護納付金は530,500千円を計上(同108.1%)。

【決算収支】

- ・決算収支は284,339千円の黒字となる見込み(予備費に計上)。

2. 2020年度保健事業

事業 [下線は新規・拡大事業]
<p><b>(1) 疾病の未然防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診・特定保健指導</li> <li>・定期健診の法定外健診項目への補助金支給</li> <li>・各種がん検診・がん自己検診</li> <li>・心の相談ネットワーク(メンタルヘルス相談窓口)</li> <li>・歯科衛生対策(歯と口の健康チェック)</li> </ul>
<p><b>(2) ヘルスリテラシーの向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健保だよりの発行(健康保険・保健事業に関する情報を提供)</li> <li>・ホームページの運営</li> </ul>
<p><b>(3) 事業主との協働(コラボヘルス)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次健診の受診・特定保健指導の参加勧奨</li> <li>・健康管理事業推進委員会</li> <li>・医療費等分析に基づく課題抽出</li> </ul>
<p><b>(4) その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費適正化の取組み</li> <li>・家庭用常備薬の斡旋</li> </ul>

### 3.大同生命健康保険組合規約、規程の改正

#### (1) 大同生命健康保険組合規約

- ・理事会、組合会の柔軟な運営を目的として、理事会の決定事項から「組合会に提出する議案」を削除。

#### (2) 被扶養者認定基準

- ・2020.4.1 付健康保険法改正にともない、国内居住要件を追加等。
- ・被扶養者の収入要件にかかわる年間収入の定義を変更。
- ・新旧対比は下表のとおり。

現行	改正後
<p>2.被扶養者の範囲</p> <p>認定の原則に該当し、次の範囲にあるもの（ただし、後期高齢者医療の被保険者は除く）。</p>	<p>2.被扶養者の範囲</p> <p>認定の原則に該当し、次の範囲にあるもので日本国内に住所を有するもの（注1）</p> <p>（ただし、後期高齢者医療の被保険者その他厚生労働省令で定めるもの（注2）は除く）。</p> <p>（注1）日本国内に住所を有しないが、日本に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものを含む（海外留学生等）。</p> <p>（注2）医療滞在ビザで来日した者、観光・保養を目的とするロングステイビザで来日した者</p>
<p>3.被扶養者に収入がある場合</p> <p>上記2. に掲げる被扶養者の範囲に属する者で収入がある場合の認定は年間収入130万円未満（60歳以上および障害認定者は年間収入180万円未満）を基準とする。</p> <p>（収入の合計額は1月～12月の1年間とする）</p> <p>（中略）</p> <p>（3）雇用保険の失業給付受給中のものは、失業給付の日額が3,611円以下で、その年の失業給付の受給額（見込み額を含む）とその他すべての収入を合算した総収入額が基準額未満であること。</p>	<p>3.被扶養者に収入がある場合</p> <p>上記2. に掲げる被扶養者の範囲に属する者で収入がある場合の認定は年間収入130万円未満（60歳以上および障害厚生年金の受給要件該当者は年間収入180万円未満）を基準とする。</p> <p>（年間収入は、過去から現在までの収入、将来の収入見込み等から今後1年間の収入を見込む）</p> <p>（中略）</p> <p>（3）雇用保険の失業給付受給中のものは、失業給付の日額が3,611円以下（60歳以上および障害厚生年金の受給要件該当者は日額が4,999円以下）で、その年の失業給付の受給額（見込み額を含む）とその他すべての収入を合算した総収入額が基準額未満であること。</p>

#### (3) 健診等補助金支給規程

- ・任意継続被保険者および被扶養者の「被保険者期間3年」の制限の廃止等。

#### (4) 改正日

- ・上記(1)～(3)とも2020(令和2)年4月1日